

北星学園大学 研究倫理指針

1 目的

本指針は、北星学園大学倫理要領に基づき、北星学園大学・北星学園大学短期大学部（以下、「本学」という）における学術研究の信頼性と公正性を確保することを目的として、本学の研究に携わる者すべてが遵守すべき規範として定める。

2 定義

- (1) 「研究者」は、本学の専任教員に加え、本学において研究活動に従事する者すべてをいう。
- (2) 「研究」は、研究計画の立案、計画の実施、成果の発表・評価にいたるすべての過程における行為、決定及びそれに付随するすべての事項を含む。
- (3) 「発表」は、自己の研究に係る新たな知見・発見または専門的知見を公表するすべての行為を含む。

3 研究者の責務

(1) 行動規範

- ① 研究者は、学術研究が社会からの信頼と負託の上に成り立っていることを自覚し、良心と信念に従って、誠実に行動しなければならない。
- ② 研究者は、当該研究において人間の尊厳と基本的人権を尊重し、社会の理解を得られるように努めなければならない。
- ③ 研究者は、国際的に認められた規範、規約及び条約等、国内の法令、指針等及び本学の諸規程を遵守しなければならない。
- ④ 研究者は、自らの専門知識や能力の維持向上に努め、常に一段高い水準を目指して研鑽しなければならない。
- ⑤ 研究者は、異なる分野の専門研究を尊重するとともに、他の国・地域等の研究活動における文化、慣習、価値観等の理解に努めなければならない。また、共同研究者が相互に独立した対等の研究者であることを理解し、お互いの学問的立場を尊重しなければならない。
- ⑥ 研究者は、学生が研究活動に加わる場合、学生が不利益を被らないように配慮しなければならない。
- ⑦ 研究者は、協働して研究に従事する人々の安全や環境に対して、責任ある取り組みを行わなければならない。障害や性別、国籍などによる差別やハラスメントのない良好な人間関係を築くよう努めなければならない。
- ⑧ 研究者は、学外機関との研究交流にあたり、自主・民主・公開・平和利用の4つの原則に基づき行動しなければならない。
- ⑨ 研究者は、自らの研究、審査、評価、判断等において、利益相反に十分な注意を払い、公共性に配慮しつつ適切に対応しなければならない。
- ⑩ 研究者は、研究活動の過程において、本指針の趣旨に則り誠実に行動する。不正な行為は行わず、また加担してはならない。

(2) 研究計画、遂行

- ① 研究者は、科学的合理性及び倫理的妥当性があり、明確かつ具体的な研究計画を立案しなければならない。
- ② 研究者は、研究課題・計画の立案にあたっては、過去に行われた研究業績等を十分把握した上で、研究の独創性や新規性を誠実に確認しなければならない。
- ③ 研究者は、研究遂行中であっても、当該研究が人間、社会および環境に好ましくない影響を及ぼす可能性が生じた場合は、その研究を継続するか否かを慎重に検討しなければならない。
- ④ 研究者は、研究により期待される利益よりも起こりうる危険が高いと判断される場合には、研究を中止しなければならない。
- ⑤ 研究者は、許可を得た研究により十分な成果が得られた場合には、研究を終了しなければならない。

(3) インフォームド・コンセント

- ① 研究者が、人の行動、環境、思想信条、財産状況、環境、心身等に関する個人の情報・データ等の提供を受けて研究を行う場合は、提供者に対して当該研究の目的・意義、収集方法等について丁寧な説明を行い、提供者の同意を得なければならない。
- ② 組織、団体等から、当該組織、団体等に関する資料、情報、データ等の提供を受ける場合も前項に準じるものとする。

(4) 資料・データ等の収集及び管理

- ① 研究者は、科学的かつ一般的に妥当な方法、手段により、資料、データ等の収集をしなければならない。
- ② 研究者は、研究のために収集、作成した資料、データ等を適切に保管し、事後の検証が行えるよう当該論文等発表後、原則として10年間保存しなければならない。

(5) 個人情報の保護

研究者は、個人情報の重要性を認識するとともに、個人情報が個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることに鑑み、その適正な取り扱いについて必要な措置を講じなければならない。

(6) 研究費の適正な執行

- ① 研究者は、研究費の資金源泉が、学生納付金、国・地方公共団体等からの補助金、財団等からの助成金、企業等からの寄付金等によって賄われていることを常に自覚し、研究費を適正に執行しなければならない。
- ② 研究者は、交付された研究費を当該研究目的のみに使用しなければならない。
- ③ 研究者は、研究費の執行にあたっては、関係法令、本学の経理規程及び当該研究費の執行基準等を遵守しなければならない。

(7) 研究成果の発信

- ① 研究者は、すべての研究成果を正しく社会に還元するため公表しなければならない。ただし、

関係者の権利保護や産業財産権の取得等合理的な理由のある場合は、その合理的期間内において公表しないものとするができる。

- ② 研究者は、研究成果の発表にあたって、先行研究を精査し尊重するとともに、他者の知的財産を侵害してはならない。
- ③ 研究者は、研究の遂行及び成果の発表においては、捏造、改ざん、盗用、二重投稿等の不正な行為をしてはならない。

(8) オーサーシップ

研究者は、研究活動に実質的な関与をし、研究内容に責任を有し、研究成果の創意性に十分な貢献をしたと認められる場合に、適切なオーサーシップを認めなければならない。

(9) 他者の業績評価

- ① 研究者が、審査委員等の委嘱を受けて他者の業績評価に関わるときは、評価に恣意的な観点を混入することなく、評価基準や審査要綱等に従って適切な評価を行わなければならない。
- ② 研究者は、他者の業績評価に関わり知り得た情報を他に漏らしたり、不正に利用してはならない。

4 本学の責務

- (1) 本学は、研究者が十分に能力を発揮できるよう研究環境を整え、研究者の成長と、適性に応じた力量形成に配慮する。
- (2) 本学は研究活動上の不正行為を防止し、研究者の研究倫理意識の高揚を図るために、研究者等に対し必要な啓発及び定期的な研究倫理教育を実施する。また、本学は、研究活動に関する基本的な倫理意識の涵養と研究者倫理に関する規範意識の徹底を図るため、各学部・各研究科において、学生に対する研究倫理教育の実施を推進する。実施にあたっては、専攻分野の特性や学部生・大学院生の区分等に応じ、適切な機会・方法・内容となるよう配慮する。
- (3) 本学は、研究費の適正な運営・管理及び執行に関するルール等を明確化し、その実施状況のモニタリングを行う。また、不正防止計画を策定・実施し、コンプライアンス教育・啓発活動を定期的に実施することにより、不正防止に関する意識の向上を図る。
- (4) 本学は、この指針の運用を実効あるものにするため、研究者及び研究支援者の研究倫理に反する行為に対しては厳正かつ公正な措置を講じる。
- (5) 本学は、研究に関する倫理上の審査並びに研究活動上の不正行為及び研究費の不適切な使用の防止などの関連規程を学内外に公表・周知する。

附 則

この指針は、2019年4月1日から施行する。

附 則

この指針は、2020年4月1日から施行する。

附 則

この指針は、2021年6月1日から施行する。

附 則

この指針は、2022年2月1日から施行する。